

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 2月15日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frederic OUDEA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 3億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2021年 3月12日満期 早期償還条項 付 ノックイン型日米2指数 (日経平均株価・S&P500指 数)参照デジタル・クーポン 円建社債(以下「本社債」と いう。)	3億円(予定) (注1)	3億円(予定) (注1)	あおぞら証券株式会社 東京都千代田区九段南一丁目 3番1号 (以下「売出人」という。)

本社債は、無記名式であり、各社債の金額(以下「額面金額」という。)は100万円である。

本社債の利率は以下のとおりである。(注2)

- (1) 2016年3月14日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から2016年6月12日(以下「固定利払日」という。)(同日を含まない。)までの利息計算期間(以下に定義する。)について： 年率4.50%
 - (2) 2016年6月12日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下「変動利息計算期間」という。)について： 以下に従って決定される利率
 - () 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日におけるすべての対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格であったと決定した場合： 年率4.50%
 - () 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日における少なくとも1つの対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準を下回る価格であったと決定した場合： 年率0.10%
- 「変動利払日」、「利率決定日」、「対象指数」、「対象指数終値」および「利率判定水準」の定義については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。(注2)

利息は利息起算日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について、上記利率を付し、2016年6月12日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年3月12日、6月12日、9月12日および12月12日(以下「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いする。

本社債の満期日は2021年3月12日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。(注2)(注3)

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日(ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日)とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京およびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っている日をいう。

本社債は、2016年3月11日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2015年10月26日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以

下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2015年10月26日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。(注2)

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、本書に記載の条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2016年3月2日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注2) 下記「2 売出しの条件」に記載のとおり申込期間が繰り下げられた場合には、それに伴って発行日、利息起算日、利払日および満期日のすべてまたはそれらのいずれかが繰り下げられることがある。

(注3) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 早期償還」、「(B) 満期における償還」、「(C) 税制上の理由による期限前償還」、「(D) 特別税制償還」および「(E) 規制上の理由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からA2の長期発行体格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービスズ(以下「S&P」という。)からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)からAの長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所および 氏名または名称	売出しの委託 契約の内容
額面金額 の100%	2016年3月 4日から同 年3月11日 まで(注1)	額面 100万円 単位	なし	2016年3月 14日(日本 時間)(注 1)	売出人および下 記の売出取扱人 の日本における 本店および各支 店(注2)	該当事項なし	該当事項なし

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

(注2) 売出人は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱業務を委託している。

名称：株式会社あおぞら銀行

住所：東京都千代田区九段南一丁目3番1号

本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために(証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。)、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、対象指数の動向により直接的に影響を受ける。したがって、株式投資に係るリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したのではない。

なお、本項に使用される用語の定義については下記「 本書における定義」を参照のこと。

元本リスク

本社債の償還は、ロックイン事由が発生した場合、原則として、計算代理人が算定した満期償還額の支払いをもって行われる(下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」を参照のこと。)。かかる場合、各本社債の満期償還額は、対象指数により直接影響を受け、当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。また、対象指数に調整事由(同項を参照のこと。)等が生じた場合、本社債は、期限前に償還されることがあり、この場合の償還額は当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。

投資家は、申込期間中を含め対象指数の動向に常に留意すべきである。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、対象指数の水準に対して何ら保証をすることはなく、対象指数とそれらの動きに対して一切の責任を負わない。

早期償還による再運用リスク(早期償還リスク)

本社債は、いずれかの早期償還判定日において、すべての対象指数に係る対象指数終値が早期償還判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格である場合、当該早期償還判定日の直後の利払日において、当該利払日に支払われるべき利息額を付して、その額面金額で早期償還される。その際に早期償還された償還額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性(再運用リスク)がある。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」に記載のとおり、ロックイン事由が発生したことにより、各本社債の満期償還が計算代理人が算定した満期償還額の支払いにより行われる場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる(すなわち、投資家が損失を被る)可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象指数が本社債発行後上昇し、いずれかの早期償還判定日においてすべての対象指数に係る対象指数終値が早期償還判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格である場合には、本社債の早期償還額(下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 早期償還」に定義する。)は額面金額の100%となり、ロックイン事由が発生しなかった場合には、本社債の満期償還額は額面金額の100%となるため、それぞれの場合において、投資家は対象指数の上昇分を享受することができない。

配当

対象指数は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場(流動性リスク)

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、本社債を買い取る義務を負わない。このため、本社債の所持人(以下「本社債権者」という。)は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は、非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、対象指数の水準、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

利率変動リスク

本社債について、変動利払日に支払われる利息の金額は、利率決定日における対象指数終値によって変動する。

中途売却価格に影響する要因(価格変動リスク)

本社債の償還額は下記「本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」に記載の条項に従って決定される。満期日前の本社債の価値および売買価格は様々な要因に影響される。ただし、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定であり、ある要因のみが変動したと仮定した場合に予想される本社債の売買価格への影響を例示した。

対象指数

一般的に、対象指数の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、対象指数の上昇は本社債の価値に良い影響を与えると予想される。

配当利回りと株式保有コスト

一般的に、対象指数の構成銘柄の配当利回りの上昇または対象指数および対象指数に係る先物の保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、対象指数の構成銘柄の配当利回りの下落または対象指数および対象指数に係る先物の保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

対象指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表す。多くの場合は対象指数の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の低下は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは対象指数の水準や本社債の満期日までの期間によって変動する。

金利

一般的に、円金利の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、円金利の下落は本社債の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、対象指数の水準や本社債の満期日までの期間により変動する。

発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

発行会社の財政状態、経営成績および信用状況

発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

早期償還判定日

早期償還判定日の前後で本社債の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本社債の価格が下落する傾向があると予想される。

本社債に影響を与える市場活動

計算代理人およびその関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を經常的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整(増減)することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の価格および対象指数に影響を与える可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「 本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本書における定義

「日経平均株価」とは、

株式会社東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、現在、インデックス・スポンサーがその公式な水準を算定し、発表しているものをいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「S&P500」とは、

本取引所で取引される株式銘柄の株価指数であるS&P500指数としてスポンサーが計算し、公表している値をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「対象指数」とは、

日経平均株価およびS&P500をいう。

「インデックス・スポンサー」とは、

()日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社をいい、() S&P500については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーをいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「本取引所」とは、

()日経平均株価については、東京証券取引所、その後継の取引市場もしくは相場システムまたは日経平均株価の構成銘柄の取引を一時的に移して行う代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、当該銘柄に関し、かかる臨時の代替的な取引市場または相場システムにおいて、当初の本取引所と同等の流動性があると判断した場合に限る。)をいい、() S&P500については、S&P500の構成銘柄の取引が主に行われている取引市場としてインデックス・スポンサーが決定するものをいう。

「関連取引所」とは、

()日経平均株価については、大阪取引所、その後継の取引市場もしくは相場システムまたは当該対象指数の先物取引もしくはオプション取引を一時的に移して行う代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、当該対象指数の先物取引またはオプション取引に関し、かかる臨時の代替的な取引市場または相場システムにおいて、当初の関連取引所と同等の流動性があると判断した場合に限る。)をいい、() S&P500については、そこにおける取引が当該対象指数の先物取引およびオプション取引の全体的な市場に重大な影響(計算代理人が決定する。)を及ぼす各証券取引所もしくは相場システム、その後継の取引市場もしくは相場システムまたはS&P500の先物取引もしくはオプション取引を一時的に移して行う代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、当該対象指数の先物取引またはオプション取引に関し、かかる臨時の代替的な取引市場または相場システムにおいて、当初の関連取引所と同等の流動性があると判断した場合に限る。)をいう。

「対象指数終値」とは、

インデックス・スポンサーが発表した各対象指数の公式な最終の水準をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「評価日」とは、

条件設定日および各変動利払日の10共通予定取引日前の日をいう。ただし、当該日がいずれかの対象指数に係る障害日(下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」に定義する。)である場合、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」の規定に服する。疑義を避けるために、上記の10共通予定取引日前の日は当該日において決定され、その後にかかる評価日と対応する利払日の間の共通予定取引日の日数が変わった場合でも調整は行わないことを明記する。

「共通予定取引日」とは、

すべての対象指数について予定取引日である日をいう。

「予定取引日」とは、

各対象指数について、(a)インデックス・スポンサーが当該対象指数に係る対象指数終値を発表することを予定しており、かつ(b)関連取引所が通常取引セッションの間の取引のために営業を予定している日をいう(各対象指数について個別に決定される。)。

- 「当初株価」とは、
各対象指数について、条件設定日における当該対象指数に係る対象指数終値として計算代理人が決定するものをいう。なお、上記に従い決定された当初株価は、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「条件設定日」とは、
2016年3月14日をいう。
- 「早期償還判定水準」とは、
各対象指数について、当該対象指数に係る当初株価の101.00%（小数第3位を四捨五入する。）に相当する価格をいう。
- 「早期償還判定日」とは、
各早期償還日の10共通予定取引日前の日をいう。ただし、当該日がいずれかの対象指数に係る障害日である場合、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」の規定に服する。疑義を避けるために、上記の10共通予定取引日前の日は当該日において決定され、その後にかかる早期償還判定日と対応する早期償還日の間の共通予定取引日の日数が変わった場合でも調整は行わないことを明記する。
- 「早期償還日」とは、
満期日を除く各利払日をいう。
- 「ロックイン事由」とは、
計算代理人がその単独の裁量により、少なくとも1つの対象指数に係る対象指数終値が、観察期間中の予定取引日（障害日を除く。）に一度でも当該対象指数に係るロックイン判定水準と等しいか、またはそれを下回る価格であったと決定した場合をいう。
- 「ロックイン判定水準」とは、
各対象指数について、当該対象指数に係る当初株価の49.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入する。）をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「観察期間」とは、
各対象指数について、2016年3月15日（同日を含む。）から最終評価日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 「最終評価日」とは、
満期日の直前の評価日をいう。
- 「利率判定水準」とは、
各対象指数について、当該対象指数に係る当初株価の85.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入する。）をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「利率決定日」とは、
各変動利払日の直前の評価日をいう。
- 「変動利払日」とは、
固定利払日を除く各利払日をいう。

- 「償還額算出対象指数」とは、
「最終評価日における償還額算出対象指数終値」とは、
「計算代理人」とは、
- すべての対象指数のうち、最終評価日における当該対象指数の対象指数終値を当該対象指数の当初株価で除して得られた数値(以下「パフォーマンス」という。)が最も低いものをいう。2つの対象指数に係るパフォーマンスが同一であった場合、計算代理人が当該対象指数の中から単独の裁量により償還額算出対象指数を決定する。
- 最終評価日における償還額算出対象指数の対象指数終値をいう。
- ソシエテ ジェネラルをいう。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、下記の利率で、2016年3月14日(利息起算日)(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日よりも前に償還または買入消却されない限り、2016年6月12日を初回として、毎年3月12日、6月12日、9月12日および12月12日(利払日)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(利息計算期間)について後払いされる。

(イ) 2016年3月14日(利息起算日)(同日を含む。)から2016年6月12日(固定利払日)(同日を含まない。)までの利息計算期間について適用される利率は年率4.50%であり、固定利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき11,000円である。

(ロ) 2016年6月12日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間について適用される利率は以下に従って決定される。

() 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日におけるすべての対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格であったと決定した場合、当該変動利息計算期間に適用される利率は年率4.50%とし、当該変動利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき11,250円である。

() 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日における少なくとも1つの対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準を下回る価格であったと決定した場合、当該変動利息計算期間に適用される利率は年率0.10%とし、当該変動利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき250円(以下「最低利息額」という。)である。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われぬ。

(B) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

- () 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日
- () 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(2) 償還および買入れ

(A) 早期償還

計算代理人がその単独の裁量により、いずれかの早期償還判定日において、すべての対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る早期償還判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格であったと決定した場合、本社債は、当該早期償還判定日の直後の早期償還日に、発行会社により、その額面金額の100%（以下「早期償還額」という。）で早期償還される。この場合、当該早期償還日に支払われるべき利息額が、早期償還額とともに支払われる。

(B) 満期における償還

本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、以下の金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。ただし、下記「対象指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

(イ) ノックイン事由が発生しなかった場合には、額面金額の100%

(ロ) ノックイン事由が発生した場合には、計算代理人が下記の算式に従って算出する金額

$$\text{満期償還額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終評価日における償還額算出対象指数終値}}{\text{償還額算出対象指数の当初株価}}$$

（1円未満の端数は四捨五入する。ただし、上記の算式に従って算出された金額が0円未満である場合には0円とし、額面金額を超える場合には額面金額とする。）

対象指数に影響を及ぼす事由の発生

・ 障害日の発生

「障害日」とは、各対象指数について、(a)関連取引所がその通常取引セッションの間の取引のための営業を行わないか、(b)市場障害事由（以下に定義する。）が発生するか、または(c)インデックス・スポンサーが当該対象指数に係る対象指数終値を発表しない予定取引日をいう。

「市場障害事由」とは、評価時刻（以下に定義する。）直前の1時間の間に()取引障害（以下に定義する。）もしくは()取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、または()早期終了（以下に定義する。）をいう。

「評価時刻」とは、各対象指数について、予定終了時刻（以下に定義する。）または（本取引所が予定終了時刻よりも前に取引を終了した場合には）本取引所の実際の終了時刻をいう。

「予定終了時刻」とは、各本取引所または関連取引所について、当該本取引所または関連取引所の平日の予定された終了時刻（時間外または通常取引セッション外の取引は考慮しない。）をいう。

「取引障害」とは、各対象指数について、(a)本取引所における当該対象指数の20%以上を構成する有価証券に関する取引の停止もしくは制限、または(b)関連取引所における当該対象指数に関する先物取引もしくはオプション取引に関する取引の停止もしくは制限であって、当該本取引所または関連取引所の許容する制限を超える価格変動その他の理由により、当該本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。

「取引所障害」とは、各対象指数について、市場参加者が、一般に、(a)本取引所において当該対象指数の20%以上を構成する有価証券について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)関連取引所において当該対象指数の先物取引もしくはオプション取引を行うこと、もしくはかか

る取引の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由(ただし、早期終了を除く。)をいう。

「早期終了」とは、各対象指数について、いずれかの取引所営業日(以下に定義する。)において、(a)当該対象指数の20%以上を構成する有価証券に係る本取引所または(b)関連取引所が、その予定終了時刻よりも早く終了すること(ただし、当該本取引所または(場合により)関連取引所が、(x)当該取引所営業日における当該本取引所もしくは(場合により)関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該取引所営業日の評価時刻に実行されるための本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。)をいう。

「取引所営業日」とは、各対象指数について、関連取引所における取引がその予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、関連取引所が通常取引セッションの間の取引のために営業を行い、インデックス・スポンサーが当該対象指数に係る対象指数終値を発表する予定取引日をいう。

評価日(早期償還判定日を含む。以下同じ。)として当初指定されていた日がいずれかの対象指数に係る障害日に該当する場合、当該対象指数に係る評価日はその直後の当該対象指数に係る障害日でない予定取引日とする。ただし、評価日として当初指定されていた日の直後の2予定取引日がいずれも当該対象指数に係る障害日である場合は以下のとおりとする。

- () 評価日として当初指定されていた日の2予定取引日後の日が、当該対象指数に係る障害日であるにもかかわらず、当該対象指数に係る評価日とみなされる。
- () 計算代理人が、最初の障害日の発生の直前に効力を有していた当該対象指数の算式および算定方法に従って、当該2予定取引日後の日の評価時刻における当該対象指数を構成する各有価証券の取引価格または指値(障害日を発生させた事象が当該2予定取引日後の日に関連する有価証券について生じた場合には、当該2予定取引日後の日の評価時刻における当該有価証券の価値の誠実な見積額)を用いて、当該2予定取引日後の日の評価時刻時点での当該対象指数の水準を誠実に算定し、そのように算定された当該対象指数の誠実な見積額が当該対象指数に係る対象指数終値であるとみなされる。

ただし、上記の規定は障害日の発生によって影響を受ける対象指数のみについて適用され、障
日による影響を受けない対象指数に係る評価日は、評価日として当初指定されていた日とする。また、
本要項のその他の規定にかかわらず、観察期間におけるいずれかの予定取引日がいずれかの対象指数に
係る障害日である場合、計算代理人は、当該障害日における当該対象指数の誠実な見積額を決定するこ
とができる(ただし、そのようにする義務は負わない。)。

・ 調整事由の発生

A (a)いずれかの対象指数がインデックス・スポンサーによって算定されず、発表されない場合で
あって、計算代理人が許容しうる後継のスポンサー(以下「後継スポンサー」という。)によって
算定され、発表される場合または(b)いずれかの対象指数が、その算定に用いられる計算と同一もし
しくは実質的に類似した算式および手法を用いていると計算代理人が判断する後継の指数(以下「後
継指数」という。)に置き換えられた場合、当該後継スポンサーにより算定され、発表される指数
または(場合により)当該後継指数を当該対象指数であるとみなす。

B (a)いずれかの評価日以前に、インデックス・スポンサー(もしくは(場合により)後継スポン
サー)がいずれかの対象指数に係る算式もしくは算定方法に重大な変更を加え、もしくはその他の
方法によりいずれかの対象指数に重大な修正(当該算式もしくは方法に規定された、構成要素であ
る有価証券および資本の変動の場合ならびにその他の経常的な事由が発生した場合に当該対象指数
を保持するための修正を除く。)を加えたと計算代理人が判断した場合(疑義を避けるため、対象
指数の分割、対象指数の統合その他の対象指数のパフォーマンスまたは水準のいずれかに関連する
事由は「経常的な事由」に該当しないことを明記する。)、(b)いずれかの評価日以前に、インデッ
クス・スポンサー(もしくは(場合により)後継スポンサー)がいずれかの対象指数の算定および
発表を行わず、かつそのような事態がソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかの本社債
に関するヘッジに重大な影響を及ぼす可能性があるると計算代理人が判断した場合、または(c)イン
デックス・スポンサー(もしくは(場合により)後継スポンサー)が恒久的にいずれかの対象指数
の算定を中止し、かつ後継指数が存在しないと計算代理人が判断した場合、計算代理人は、以下の
いずれかの措置をとる。

(x) 本社債の要項に定められる、支払われるべき金額または条件が成就したか否かを決定するため
に用いられる算式による算定を、発表された当該対象指数の代わりに、計算代理人が当該変更、
算定および発表の不実施または中止の直前における当該対象指数の算式および算定方法に従っ
て、当該変更、算定および発表の不実施または中止の直前に当該対象指数を構成していた有価証
券(その後本取引所への上場が廃止された有価証券を除く。)のみを用いて決定した当該評価日
の評価時刻における当該対象指数の水準を用いて行う。

(y) 当該対象指数を、新たな指数(ただし、(a)同一の経済的分野または(場合により)地理的領域
を反映し、かつ(b)可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の
一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものに限る。)に置き換える。

計算代理人が、上記(x)の措置をとらず、かつ上記(y)において計算代理人が(a)および(b)の基準
を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることがで
きる。

- () 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。
- () 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の(a)ないし(c)の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額(下記「(C) 税制上の理由による期限前償還」に定義する。)を支払う。
- C いずれかの対象指数が他の対象指数以外の指数と統合された場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとる。
- (x) 統合後の指数の使用を継続する。
- (y) 当該対象指数を他の指数と置き換える。ただし、当該他の指数が(a)同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ(b)可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。
- 計算代理人が、上記(x)の措置をとらず、かつ上記(y)において計算代理人が(a)および(b)の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。
- () 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。
- () 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額を支払う。
- D 2つの対象指数が統合された場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとる。
- (a) 統合後の指数の使用を継続し、かつ、対象指数の数を維持するため、他の指数を対象指数として選定する。ただし、当該他の指数が()同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ()可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。
- (b) 対象指数をその他の2つの指数と置き換える。ただし、当該他の指数がいずれも()同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ()可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。
- 計算代理人が、上記(a)の措置をとらず、かつ上記(b)において計算代理人が()および()の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。
- () 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。
- () 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額を支払う。
- E いずれかの対象指数が2つ以上の指数に分割された場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとる。
- (a) 分割前の指数に相当する指数を決定するために分割後の指数を使用する(この場合、分割後の複数の指数が全体で新指数となったものとみなされる。)。
- (b) 分割後の当該対象指数を他の指数と置き換える。ただし、当該他の指数が()同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ()可能である場合には、一つまたは複数の

経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。

計算代理人が、上記(a)の措置をとらず、かつ上記(b)において計算代理人が()および()の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

() 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額を支払う。

F 一方の対象指数を構成する株式が、他方の対象指数(本項において以下「関連対象指数」という。)を構成する株式の20%以上を占めることとなった場合、計算代理人は、関連対象指数を他の指数(ただし、当該他の指数が(a)同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ(b)可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。)と置き換えることができる(ただし、そのようにする義務は負わない。)。計算代理人が上記(a)および(b)の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

() 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額を支払う。

G いずれかの対象指数が先物取引および/またはオプション取引の対象とならなくなった場合、計算代理人は、当該対象指数を他の指数(ただし、当該他の指数が(a)同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ(b)可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。)と置き換えることができる(ただし、そのようにする義務は負わない。)。計算代理人が上記(a)および(b)の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

() 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額を支払う。

H 保有制限事由(以下に定義する。)が発生した後は、関連する対象指数を他の指数(ただし、当該他の指数が(a)同一の経済的分野または(場合により)地理的領域を反映し、かつ(b)可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構(OECD)加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものである場合に限る。)と置き換えることができる(ただし、そのようにする義務は負わない。)。計算代理人が上記(a)および(b)の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

() 下記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額を支払う。

「保有制限事由」とは、仮想投資家(以下に定義する。)が発行会社またはその関連会社のいずれかであると仮定した場合、発行会社およびその関連会社のいずれかの、いずれかの対象指数のいずれか1つの構成銘柄に係る持分の合計額が、その総資産または総価値の25%以上を構成し、または構成することが見込まれると計算代理人が合理的に判断することをいう。

「仮想投資家」とは、(a)関係法域(以下に定義する。)、現地法域(以下に定義する。)および/もしくは租税居住法域(以下に定義する。)の租税に係る法令における適用ある関連法域、現地法域および/もしくは(場合により)租税居住法域または(b)適用ある租税条約もしくは関連する法律もしくは取決めに基いて現地租税(以下に定義する。)に関して何らかの返金、クレジットその他の利益、免除もしくは減額が生じる可能性のある法域の居住者ではない仮想の機関投資家をいう。

「関係法域」とは、いずれかの構成銘柄の発行者の設立法域または組織法域における関連する当局をいう。

「現地法域」とは、本取引所の所在地である法域をいう。

「租税居住法域」とは、現地法域またはいずれかの構成銘柄の発行者の税法上の居住地である法域をいう。

「現地租税」とは、いずれかの法域における課税当局により課される租税公課その他これに類する費用(それぞれの場合において、それに係る利息および罰金を含む。)であって、何らかの適用ヘッジ・ポジション(以下に定義する。)に関して仮想投資家が源泉徴収を受け、支払い、またはその他の方法により負担することとなるもの(ただし、仮想投資家の純利益全体について課される法人税を除く。)をいう。

「適用ヘッジ・ポジション」とは、商業上合理的な方法で行動する仮想投資家が、当該時点において本社債についてヘッジを行うために必要であると考えらるであろうと発行会社またはその関連会社のいずれかが判断するヘッジ・ポジション(以下に定義する。)をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかによる、(個別に、またはポートフォリオ・ベースで)本社債または発行会社がソシエテ ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で本社債に関して締結した契約に基づくソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかの債務の一部についてヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任(名称を問わない。)の購入、売却、締結または維持をいう。

・ 対象指数終値の修正

本取引所またはインデックス・スポンサーが発表する価格または水準であって、本社債に基づいて行われる計算または決定に用いられるものが事後的に修正され、かかる修正が当初の発表後(ただし、本社債に係る満期日その他の支払期日の4営業日前の日まで)に本取引所またはインデックス・スポンサーにより発表され、公に入手可能なものとされた場合、計算代理人は、当該修正の結果支払われるべき金額を決定し、必要な範囲で当該修正を反映するために本社債の要項を調整する。

・ 満期日までの金銭化

満期日までの金銭化を生じさせる事由の発生後は、発行会社は、(1)当初利払日に支払うことが予定されていた利息額および/または(2)満期日における満期償還額の支払いを行う債務を負わず、それに代えて、その債務の完全かつ最終的な履行として、下記(イ)または(ロ)に定める金額の支払いを行う。

(イ) 発行会社は、利息額に関して、各本社債について、(1)各利払日において最低利息額を支払い、(2)満期日において、() (a) 中間ヘッジ・ポジション(以下に定義する。)を(特に、中間ヘッジ・ポジションまたはその一部に係る所定の債務または責任(もしあれば)を、中間ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることにより)清算した結果、中間完全清算日(以下に定義する。)にソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに残されることとなる正の金額の純額から、(b) 関連費用(以下に定義する。)を差し引いた金額(かかる金額または必要に応じてかかる金額を中間完全清算日における関連直物為替レート(以下に定義する。)を用いて米ドルに換算したものを、この規定および複利法(以下に定義する。)との関係で「計算金額」という。)に、(c) (x) 中間完全清算日(同日を含む。)から(y) 満期日の4営業日前の日(同日を含まない。)までの期間(この規定および複利法との関係で「計算期間」という。)に計算金額につき複利法に従って発生する利息を加えた金額と() 最低利息額との正の差額(もしあれば)に等しい金額として計算代理人が決定した金額を支払う。疑義を避けるため、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかにより中間ヘッジ・ポジションとして保有される資産に係る清算金は、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかについて中間ヘッジ・ポジションに基づいて生じる責任(もしあれば)を消滅させるために優先的に用いられたとみなされること、および上記の計算金額は最小でゼロとなりうることを明記する。

(ロ) 発行会社は、満期償還額に関して、各本社債について、満期日に、(a) 満期ヘッジ・ポジション(以下に定義する。)を(特に、満期ヘッジ・ポジションまたはその一部に係る所定の債務または責任(もしあれば)を、満期ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることにより)清算した結果、完全清算日(以下に定義する。)にソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに残されることとなる正の金額の純額から、(b) 関連費用を差し引いた金額(かかる金額または必要に応じてかかる金額を完全清算日における関連直物為替レートを用いて米ドルに換算したものを、この規定および複利法との関係で「計算金額」という。)に、(c) (x) 完全清算日(同日を含む。)から(y) 満期日の4営業日前の日(同日を含まない。)までの期間に、計算金額につき複利法に従って発生する利息を加えた金額に基づいて計算代理人が決定した金額を支払う。疑義を避けるため、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかにより満期ヘッジ・ポジションとして保有される資産に係る清算金は、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかについて満期ヘッジ・ポジションに基づいて生じる責任(もしあれば)を消滅させるために優先的に用いられたとみなされること、および上記の計算金額は最小でゼロとなりうることを明記する。

「中間完全清算日」とは、各利払日について、中間ヘッジ・ポジションの清算金(特に、かかる中間ヘッジ・ポジションまたはその一部に係る所定の債務または責任(もしあれば)を、かかる中間ヘッ

ジ・ポジションの資産の清算金により充足させることによるものを含む。)がソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかによって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

「中間ヘッジ・ポジション」とは、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかによる、(個別に、またはポートフォリオ・ベースで)利払日に支払期限を迎える関連する対象指数に関連し、または連動する本社債に基づく発行会社の債務の一部についてのヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任(名称を問わない。)の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。

「関連費用」とは、中間ヘッジ・ポジションおよび/または(場合により)満期ヘッジ・ポジションの解消、清算または再設定に関してソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに生じるすべての費用(資金調達費用を含むが、これに限られない。)、損失、経費および公租公課の合計額(重複部分は除外する。)に等しい金額として計算代理人がその合理的な裁量により決定する金額をいい、かかる金額は、未償還の各本社債の額面金額について比例的に割り当てられる。

「関連直物為替レート」とは、計算代理人が決定する、一定の金額を一定の日に米ドルに換算するために用いられる当該金額の表示通貨の米ドルへの為替レートをいう。

「複利法」とは、利息の金額が、関連する計算期間における各複利期間(以下に定義する。)に係る複利期間金額(以下に定義する。)の合計額に等しいことをいう。

「複利期間」とは、ある計算期間における複利日(以下に定義する。)(同日を含む。)からその直後の複利日(同日を含まない。)までの各期間をいう。

「複利日」とは、ある計算期間における各営業日をいう。

「複利期間金額」とは、ある複利期間に関し、(a)調整後計算金額(以下に定義する。)に(b)複利利率(以下に定義する。)および(c)日数係数(以下に定義する。)を乗じて得られた数値をいう。

「調整後計算金額」とは、(a)ある計算期間の最初の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額をいい、(b)当該計算期間におけるその後の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額と当該計算期間のそれに先立つ各複利期間に係る複利期間金額の合計に等しい金額をいう。

「複利利率」とは、ある複利期間金額について、計算代理人が関連する複利期間の初日に決定する米ドルに係る銀行間の翌日物レートをいい、米ドルに関して用いられる特定の複利利率は、計算期間の初日から計算代理人の事務所において提供される。

「日数係数」とは、複利法との関係において、複利期間の正確な日数(初日を含むが、最終日を含まない。)を360で除した数をいう。

「完全清算日」とは、満期ヘッジ・ポジションの清算金（特に、かかる満期ヘッジ・ポジションまたはその一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、かかる満期ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることによるものを含む。）がソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかによって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

「満期ヘッジ・ポジション」とは、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかによる、（個別に、またはポートフォリオ・ベースで）満期日に支払期限を迎える関連する対象指数に関連し、または連動する本社債に基づく発行会社の債務の一部についてのヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任（名称を問わない。）の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。ただし、満期日の4営業日前の日までに中間完全清算日が発生しなかった場合、満期ヘッジ・ポジションは、中間ヘッジ・ポジションを包含する。

・ ヘッジ障害およびヘッジ費用増加の発生ならびにその帰結

「ヘッジ障害」とは、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、商業上合理的な努力を行った後も、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結もしくは義務の履行を行うことによる株価リスクその他の価格リスク（為替リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要であると考えられる取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、逆取引もしくは処分を行うこと、または(b)ヘッジ・ポジションの受取金を自由を実現させ、回収し、受領し、もしくはヘッジ・ポジションの法域（以下「関連法域」という。）内の口座間で、もしくは関連法域内の口座から関連法域外の口座に送金し、もしくは移転させることのできないことをいう。

「ヘッジ費用増加」とは、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結もしくは義務の履行を行うことによる株価リスクをヘッジするために必要であると考えられる取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、逆取引もしくは処分を行い、または(b)ヘッジ・ポジションの受取金を自由を実現させ、回収し、もしくは送金するために、（ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本社債に係るヘッジ・ポジションを取得した日における状況と比較して）著しく高額な公租公課、費用または手数料（委託手数料を除く。）を負担することとなることをいう。

いずれかの対象指数（本項において以下「関連対象指数」という。）についてヘッジ障害またはヘッジ費用増加が生じた場合には、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとることができる。

- () 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由（以下「期限前償還事由」という。）とみなす。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。
- () 関連対象指数を、同一の経済的分野または地域的領域を反映する指数に置き換える。
- () 上記「満期日までの金銭化」の規定を適用する（ただし、ヘッジ費用増加の場合に限る。）。
- () ヘッジ費用増加が発生した後の利払日において一つの本社債につき発生する利息額から、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに係るヘッジ費用増加を発生させた新規のまたは追加的な租税公課、費用または手数料の金額（当該本社債に基づく発行会社の支払義務をヘッジするためのヘッジ・ポジションに関するものであり、かかる金額は未償還の本社債に比例的に割り当てられる。）（以下「控除額」という。）を控除する。ただし、控除額が利息額から控除

されるべき利払日において、一つの本社債に係る控除額が当該利払日において一つの本社債につき発生する利息額(控除額を控除する前のもの)を上回る場合、当該利息額は0円まで減額され、控除額と利息額(控除額を控除する前のもの)の差額は、それ以降の利払日において発生する利息額から控除される。控除額の全部または一部が最終の利払日の到来後も控除されない場合、控除額の残額は、期限前償還額または満期償還額のうちいずれか最も早く到来したのから控除される(ただし、かかる控除の結果は0円を下限とする。)。

・ 法律変更の発生およびその帰結

「法律変更」とは、発行日以後に、(A)適用ある法令(租税、支払不能または自己資本規制に係る法令を含むが、これに限られない。)の改正が採択されたこと、または(B)管轄権を有する裁判所、裁判機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈が公布もしくは変更されたこと(課税当局による措置を含む。)により、いずれかの対象指数(本項において以下「関連対象指数」という。)に関してソシエテ ジェネラルまたはその関連会社のいずれかがヘッジ・ポジションを保有、取得もしくは処分し、または発行会社とソシエテ ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結した契約を維持することが法律に違反することになったと計算代理人が誠実に判断することをいう。

最終評価日またはそれよりも前に法律変更が生じた場合、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとることを決定することができる。

- () 当該事由を期限前償還事由とみなす。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。
- () 関連対象指数を、同一の経済的分野または地域的領域を反映する指数に置き換える。
- () 上記「満期日までの金銭化」の規定を適用する。

・ 重大事由の発生

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、計算代理人が、その単独の完全な裁量により、満期日またはそれよりも前に、発行会社による本社債に基づく債務の履行に重大な悪影響を及ぼしうる事由が発生したと判断した場合、発行会社は、本社債の全部(一部は不可。)を、かかる決定後可能な限り速やかに、期限前償還額で償還する。

・ 通知

計算代理人が重要であると判断する調整を生じさせる事由または対象指数に影響を及ぼす特別な事由が生じた場合、計算代理人は発行会社に対して、計算代理人が行った関連する調整または決定について通知し、発行会社はそれを下記「(9) 通知」に従って財務代理人および本社債権者に通知する。本社債権者は、計算代理人の所定の住所において、かかる調整または決定の詳細に関する情報を請求により入手することができる。

日経平均株価に関する情報

・ 概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における株式会社日本経済新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は株式会社日本経済新聞社により任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株

式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与えうるかかる計算方法を、修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。)、その計算方法は、()各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2016年2月12日現在25.492であり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を株式会社日本経済新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額またはみなし額面価格に基づいているが、以下の調整に服する。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、または株式分割もしくは株式併合等の一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または(場合により)関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数またはみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に(新たな)加重関数を乗じたものの合計を(新たな)除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値)がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社により除外または追加される。構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

() 倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算等)による整理ポスト入りまたは上場
廃止

- () 被合併、株式移転、株式交換等企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過またはその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高い、または上場廃止の審査中であるとの理由による監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性等状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、株式会社日本経済新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

・ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合(例えば、当該株式に関する異常な取引)には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

・ 免責

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価自体および日経平均株価を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。

「日経」および日経平均株価を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属する。

株式会社日本経済新聞社は、本社債を保証するものではなく、本社債に関して一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の構成銘柄、計算方法、その他日経平均株価の内容
変える権利および公表を停止する権利を有している。

日経平均株価の過去の推移

下記のグラフは、表示期間中の各月の最終取引日の日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移したかを参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価が本社債の評価日または満期日に同様に変動することを示唆するものではない。



出典：ブルームバーグ・エルピー

S&P500に関する情報

・ 概略

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（S&Pの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。

・ 算出方法

S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細（指数の追加および除外に関する基準、方針文書および研究論文を含む。）はウェブサイト（www.indices.standardandpoors.com）に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

・ 指数への銘柄追加に関する基準

・ 米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会（SEC）の提出書の種別ならびに取引所上場が含まれる。

- ・ 時価総額

40億米ドルを超える時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

- ・ 公開株

少なくとも50%が公開株であることを要する。

- ・ 財政的実行可能性

企業は、公表利益が一般会計原則に基づく純利益(非継続事業および特別損益項目を除く。)として定義される場合には、公表利益が連続4四半期プラスでなければならない。

- ・ 十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、1.0以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

- ・ セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内において、世界の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

- ・ 企業タイプ

すべての米国普通株式は、ニューヨーク証券取引所（NYSEアーカ取引所および旧アメリカン証券取引所を含む。）ならびにナスダック証券取引所に上場されている。リート（モーゲージリートを除く。）およびビジネス・デベロップメント・カンパニー（BDC）もまた、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ADSおよび特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出方法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない。S&P指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、臨機応変に決定される。

- ・ 構成銘柄の削除基準

指数の基準を1つ以上、大幅に違反した企業。

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページより

本書において、S&P500には、S&P500またはそれを承継する指数を含む。なお、S&P500に関する情報は、随時変更または更新されることがある。最新の情報については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページを参照のこと。

- ・ 免責

Standard & Poor'sおよびS&PIは、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エルエルシー（以下「スタンダード&プアーズ」という。）の登録商標であり、Dow Jonesは、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。これらの登録商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーに対して許諾が与えられており、発行会社による一定の目的のための利用について再利用許諾が与えられている。S&P500®指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーの商品であり、発行会社に対して利用許諾が与えられている。本社債は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー、ダウ・ジョーンズ、スタンダード&プアーズまたはそれらの関連会社（以下「S&Pダウ・ジョーンズ・イン

デックス」と総称する。)のいずれによっても支持、保証、販売または販売促進されるものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本社債の所有者または公衆に対して、有価証券一般もしくは特定の当社債に投資することの妥当性またはS&P500®指数が一般的な市場の動向に追随する能力について、何ら表明または保証するものではない。S&P500®指数に係るS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの発行会社との関係は、S&P500®指数ならびに一定の商標、サービス・マークおよび商品名についての利用許諾を与えることのみである。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数に関する決定、作成および計算を、発行会社または本社債を考慮に入れずに行う。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数に関する決定、作成および計算において、発行会社または本社債の所有者の要求を考慮に入れる義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格もしくは金額、本社債の発行もしくは販売の時期または本社債を決済する計算式の決定もしくは計算に責任を負わず、またこれらに関与していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、マーケティングまたは取引に関して何らの義務または責任も負わない。S&P500®指数に基づく投資金融商品が、指数の値動きに正確に追随し、または投資利益を生む保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーは、投資顧問業者ではない。ある銘柄の指数への組入れは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによる当該銘柄の購入、売却または保有の推奨ではなく、また、投資助言とみなされない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数もしくはそれに関する一切のデータまたはこれらに関するすべての交信(口頭または書面による交信(電子的な交信を含む。))を含むが、これらに限られない。)の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証しない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、これらにおけるいかなる誤り、遺漏または遅延についても責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数またはそれに関するデータについて、その特定の目的もしくは使用の商業性もしくは適切性または発行会社、本社債の所有者その他の者もしくは組織がそれを使用することによって得られる結果について、明示的にも黙示的にも保証を行わず、これらに関するあらゆる保証責任を明示的に否認する。以上に限らず、間接損害、特別損害、付随損害、懲罰的賠償責任または結果損害(逸失利益、取引損失または時間もしくは信用の喪失を含むが、これらに限られない。)について、これらの損害の可能性について通知されていたとしても、契約責任、不法行為責任、厳格責任その他を問わず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは一切の責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの利用許諾者を除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスと発行会社との間の契約または取決めに関し、受益者となる第三者は存在しない。

S&P500の過去の推移

下記のグラフは、表示期間中の各月の最終取引日のS&P500の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移したかを参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500が本社債の評価日または満期日に同様に変動することを示唆するものではない。



出典：ブルームバーグ・エルピー

(C) 税制上の理由による期限前償還

発行会社は、以下の場合には、財務代理人および下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行うことにより、いずれかの利払日において本社債の全部（一部は不可。）を償還することができる。

（ ）かかる通知を行う直前に、租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（本社債の最初のトランシュの発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

（ ）発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払期日が到来したならば発行会社が当該追加額を支払う義務を負う最も早い日の90日前の日までは行うことができない。

本「(C) 税制上の理由による期限前償還」に基づいて償還される本社債は、期限前償還額で償還される。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する各本社債の当該償還の期日における公正市場価額に相当する金額をいい、（本社債につき締結されたヘッジ契約を解除するための費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日以降に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるものとみなされる。）。計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払うことはない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

「日数調整係数」とは、直前の利払日または（先行する利払日が存在しない場合には）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成されるものとして計算される。）を360で除した数をいう。

(D) 特別税制償還

発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域の法令に基づき本社債の元利金の次回の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、発行会社は、下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部(一部は不可。)を期限前償還額で発行会社が本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払いを行うことができる最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債権者に対する償還期限は、下記のいずれか遅くに到来する日とする。

- () 発行会社が、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日
- () 上記の財務代理人に対する通知後14日目の日

(E) 規制上の理由による期限前償還

規制事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社は、財務代理人および(下記「(9) 通知」に従って)本社債権者に対し30日以上45日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行うことにより、いつでも本社債の全部(一部は不可。)を償還することができる。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場(発行会社のヘッジ・カウンターパーティもしくは本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。)におけるソシエテ ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社(以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。)のいずれかに関する法令変更(以下に定義する。)が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

- () いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行し、または本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用(名称の如何にかかわらず。)の金額または担保提供義務が(当該事由が発生する前の状況と比較して)著しく増加すること(本社債の発行もしくは本社債に基づく発行会社の義務のヘッジに関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。)

() 規制事由関係者のいずれかが、(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持もしくは償還すること、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行もしくは本社債に基づく発行会社の義務のヘッジに関して利用することができるその他の取引に係る資産(もしくはかかる資産に対する持分)について取得、保有、資金提供もしくは処分を行うこと、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約(本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするためのものを含むが、これに限られない。)に関する義務を履行すること、または(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行うこと、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うことが(商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず)現実的ではなく、もしくは不可能であり、もしくは違法であり、当該規制事由関係者に適用される政府機関、行政機関もしくは司法機関の法令、規則、判決、命令もしくは指令に基づいて、全面的もしくは部分的に禁止され、もしくは全面的もしくは部分的にかかる法令、規則、判決、命令もしくは指令に違反すること、または将来的にそのような事態が生じる状況になること。

() 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、()発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、()発行日時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または()発行日時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関(発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。)による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

本「(E) 規制上の理由による期限前償還」に従って本社債が償還される場合、各本社債権者は、償還の期日(同日を含まない。)までに生じた利息とともに期限前償還額を受領する権利を有する。

(F) 買入れ

発行会社は、いつでも、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を買い入れる権利を有する(ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買い入れる。)。発行会社により買い入れられた本社債は、フランス財政金融法L.213-1-A条に従って、本社債の流動性を向上させることを目的として買い入れ、保有することができる。発行会社は、フランス財政金融法D.213-1-A条により、本社債を購入の日から1年を超える期間保有することはできない。

(G) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買入れられた本社債は、すべて直に(当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに)消却される。買入消却された本社債は、(本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに)財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の円建て小切手により行われる。

本社債に関するすべての支払いは、()当該支払いを行う場所において適用される会計その他の事項に係る法令に従って行われ(ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。)、() (a) アメリカ合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871条(m)もしくは(b)内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、または(c)内国歳入法第871条(m)もしくは第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈もしくは同条に係る政府間の契約を施行するための法律(ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。)に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となる。

(B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは(下記の規定に従い)上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは(下記の規定に従い)同様に利札の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国(アメリカ合衆国(その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。))外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札(添付されているか否かを問わない。)は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われない。本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

本社債に係る確定社債券の償還の期日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または(場合により)利息起算日(同日を含む。)より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元利金の支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに(下記の規定に従い)合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、元金およ

び利息の支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または(必要に応じて)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上になされる。

(D) 支払いに適用される一般条項

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

(E) 会計等に関する法令の遵守

()すべての支払いは、あらゆる法域の会計その他の事項に関する法令および指令(法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。)を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課される公租公課その他のいかなる性質のものについても責任を負わず(ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。)、また、()すべての支払いは、内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となる。かかる支払いに関して、本社債権者または利札の所持人に対して何らの手数料または費用も課されない。ただし、疑義を避けるために、計算代理人が上記「(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、対象指数に影響を及ぼす事由の発生、ヘッジ障害およびヘッジ費用増加の発生ならびにその帰結」に規定されるヘッジ費用増加が発生した場合に()の規定を適用することを計算代理人が選択する権利は妨げられないことを明記する。

(F) 支払営業日

本社債または利札に関する支払期日が支払営業日(以下に定義する。)でない場合、かかる本社債または利札の所持人は、代わりに、当該地域における翌支払営業日(ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。)に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債または利札に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京およびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っている日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、()本社債の満期償還額、()本社債の早期償還額、()債務不履行事由の発生または税制上もしくは規制上の理由に基づく発行会社の選択による償還により支払われる本社債の期限前償還額、()下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および()本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額(利息を除く。)を含む。

本社債の利息という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は本社債または利札の支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午(パリ時間)における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは(場合により)米ドルの買値のスポット為替レート(かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート)により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは(場合により)米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(1) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- () 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人(財務代理人がなることができる。)が存在しなければならない。
- () 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人(財務代理人がなることができる。)が存在しなければならない。
- () 計算代理人が存在しなければならない。
- () いずれの欧州連合加盟国(以下「加盟国」という。)も欧州理事会命令2003/48/EC(その後の改正を含む。)または当該命令を施行もしくは遵守するための法律、もしくは当該命令と適合させるために施行される法律(かかる命令または法律を、以下「EU貯蓄課税法令」という。)に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない限りにおいて、EU貯蓄課税法令に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない加盟国内に常に支払代理人が存在しなければならない。
- () 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人(「支払代理人」)

名称	住所
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、(支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。)'(9)通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、本社債相互間において何らの優先もなく同順位であり、発行会社の現在および将来のその他すべての未償還の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と最低でも同順位である(ただし、当該時点において法令に基づいて存在する例外に服する。)。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを以下「債務不履行事由」という。)が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- () 本プログラムに基づいて発行された社債(本社債を含む。)のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- () 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債(本社債を含む。)に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること(ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。)。
- () 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議(以下「特別決議」という。)による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債および利札に関する一定の条項の変更(本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および/もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない(代理契約により詳細な規定がなされる。)。)を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者および利札の所持人の同意なくして、本社債、利札または代理契約の変更のうち、()本社債、利札もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、()本社債権者および/もしくは利札の所持人の利益を著しく害しないもの(ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。)、()明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または()法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者および利札の所持人を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

ルクセンブルグの営利会社に関する1915年8月10日付の法律(その後の改正を含む。)の第86条ないし第94-8条の規定は本社債には適用されない。

上記の規定にかかわらず、ルクセンブルグの営利会社に関する1915年8月10日付の法律(その後の改正を含む。以下「1915年会社法」という。)に基づく特定の要件が存在する限り、発行会社の会社としての目的、発行会社の様式もしくは発行会社の組成国を変更し、かつ/または発行会社の株主の義務を加重する本社債権者の決議は1915年会社法に従ってのみ行うことができ、また、かかる決議を行う本社債権者の集会は同法に従って招集され、開催されなければならない。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の

避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下「租税条約」と総称する。)上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者(以下「国内居住本社債権者」という。)による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

フランスの2009年第3号改正金融法(2009年12月30日付2009-1674法)(以下「本法」という。)の導入後、本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味におけるフランス国外の非協調国または地域(*Etat ou territoire non coopératif*)(以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条Aに定められる源泉徴収税が課されない。本社債の支払いが非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条Aに基づいて75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる30%または75%の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはフランス一般租税法第125条Aに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている(以下「本例外」という。)。フランス税務当局の公共財政公報 税務 B0I-INT-DG-20-50-20140211、B0I-IR-DOMIC-10-20-20-60-20140211およびB0I-ANNX-000364-20120912に基づき、社債の発行が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- () フランス財政金融法L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- () 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。)、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業者によって行われ

ている場合(ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。)。

- () その発行時において、フランス財政金融法L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合(ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。)。

本社債の元利金の一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の租税、賦課または政府課税金を控除または源泉徴収することなく行われる。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

租税法域のために控除または源泉徴収が行われる必要がある場合、発行会社は、法律により許容される限度で、租税、賦課または政府課税金の控除または源泉徴収の後、本社債権者または利札の所持人が、支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払わなければならない。ただし、次の場合には、本社債または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債または利札の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債または利札に関する支払いに関する当該租税、賦課または政府課税金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日(下記「(10) その他、(B) 消滅時効」に定義する。)から30日以上経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債または利札を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (c) かかる源泉徴収または控除が()貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/EC(その後の改正を含む。)もしくは当該命令を施行し、もしくは遵守するための法律もしくは当該命令と適合させるために施行された法律(欧州連合の内外を問わない。)に基づいて義務付けられる場合、または()欧州共同体とその他の国もしくは地域の間の欧州理事会命令2003/48/EC(その後の改正を含む。)に規定された措置と同等の措置について定めた契約、もしくはかかる契約を施行し、もしくは遵守するための法律その他の規制もしくはかかる契約と適合させるために施行された法律その他の規制に基づいて義務付けられるものである場合。
- (d) かかる源泉徴収または控除が、支払いについて課されるものであって、貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/EC(その後の改正を含む。)に規定された原則と類似の原則(特に、支払代理人等の発行会社以外の者に租税の源泉徴収または控除を行わせる原則)に従った支払いに関する課税を定めたスイスにより締結される条約またはスイスにより施行される法律に基づいて義務付けられるものである場合。
- (e) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して本社債もしくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することのできたであろう所持人によって、またはかかる所持人のために支払いのための呈示がなされた場合。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、() 内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈もしくは同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、または()内国歳入法第871条(m)に従って行われる源泉徴収または控除について、本社債または利札に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は、外国法人が日本国外で発行した租税特別措置法第37条の11第2項第11号に定める公社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額)につき、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税(上場株式等に係る配当所得等)を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもと外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

() 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%(所得税15%および地方税5%)の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

- (イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件のもとその年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。
- (ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から控除することが認められる。

本社債は特定口座制度の対象であり、居住者が金融商品取引業者に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本社債を含む上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本社債の譲渡に係る譲渡所得等について譲渡対価の支払いの際に20%(所得税15%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われ、申告不要制度を選択することができる。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

() 償還に対する課税

本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記()に記載の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額)につき、所得税15%の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額(外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額)に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、利息の金額について源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

() 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合で、会計上、本社債に係る取引を社債に係る取引とデリバティブ取引に区分せず、一括して処理している場合には、税務上もこの処理に従い、取得価額で評価する。一方、会計上、継続的に組込デリバティブ取引が普通社債部分から区分して損益認識されるときは、税務上も、当該区分処理が認められる。

() 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

() 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額(ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は異なる可能性がある。)が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債および利札ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債および/または利札に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者および利札の所持人は、本社債および利札ならびに本社債および利札に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続(以下「関連手続」と総称する。)について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ ジェネラル・ロンドン支店(以下「SGLB」という。)を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙（「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。）に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

発行会社は、通知が、その時点で本社債が上場する規制市場その他の証券取引所において適用され、または本社債の取引を許可する関係当局が定める規則および規定に従う方法をもって適法に行われるようにする。かかる通知は新聞に最初に掲載が行われた日に、または複数の新聞への掲載が要請される場合には、要請される新聞のすべてに掲載が行われた最初の日になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する関連する通知の交付に代えることができ、加えて本社債が規制市場その他の証券取引所に上場され、または関係当局によりその取引を許可され、かつ当該規制市場、証券取引所または関係当局の規則が要求する限り、当該通知はこれらの規則に従って公表される。かかる通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルグの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および/または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および関連する利札）は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、（ ）本社債について異議が申し立てられ、かつ（ ）本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ本社債の所持人に支払われていない）金額の支払い

は、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルグの委託基金(Caisse des consignations)に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行および統合

発行会社は随時本社債権者または利札の所持人の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項(発行日、利息起算日、発行価格ならびに/または初回利払いの金額および日付を除く。)で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式

(イ) 大券

本社債は、当初恒久大券の様式により発行される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有される大券について、本社債の要項に従って支払期限が到来し、支払いが行われる場合、または満期日が到来した場合であって、支払われるべき金額の全額に係る本社債の要項に従った支払いが持参人に対して行われていないときには、大券は無効となる。それと同時に、本社債(確定社債券を除く。)に係る口座記録が行われているユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグの口座保有者は、約款に基づいてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグにより提供される口座証明書を根拠として、発行会社に対して直接訴求を行う権利を有する。

(ロ) 非米国人による実質所有の証明

本社債に係る恒久大券に係る元金、利息その他の金額の支払いは、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて、その保有者に対して、またはその保有者の指図により(当該恒久大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに)支払われる。ただし、非米国証明書の提出は要求されない。

(ハ) 約款

本社債に係る大券の支払期限が、その要項に従って到来した場合、または本社債に係る満
日が到来した場合であって、当該大券の要項に従った全額の支払いが行われていないとき
は、当該大券は、その日の午後8時(ロンドン時間)に無効となる。それと同時に、ユーロク
リアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグの口座において当該大
券に係る持分の口座記録が行われている保有者は、約款の規定に基づき、かかる規定に従っ
て、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが提供する口座証明書を
根拠として、発行会社に対して直接訴求する権利を取得する。

(二) 交換事由の発生による交換

「交換事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- () 債務不履行事由が発生し、継続していること。
- () ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがともに連続する14日以上営
業を停止し(休日、法律上の理由等による場合を除く。)、または営業を恒久的に停止
する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用
できない旨の通知を発行会社が受けること。
- () 発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フラン
スの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であれば
かかる支払いが不要であること。

交換事由のいずれかが生じ、本社債に係る恒久大券の規定に従い、かかる恒久大券の持分の
保有者の指示に従って行動するユーロクリアおよび/もしくは(場合により)ユーロクリア・
ルクセンブルグから、もしくはかかるユーロクリアおよび/もしくは(場合により)ユーロク
リア・ルクセンブルグのために財務代理人が60日以上の前書の書面による通知を受領した場
合、または上記()の交換事由が生じ、発行会社が財務代理人に対して60日以上の前書の書面
による通知を行った場合、かかる恒久大券の全部(一部は不可。)が、(無料で)利札が付さ
れた確定社債券に交換される。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EUは、金融機関および投資会社の再建および破綻処
理に関する欧州規模の枠組(以下「BRRD」という。)を設定した。

フランスにおけるBRRDの導入は、2つの主要な法令に基づいて行われた。第一に、2013年7月26
日付の銀行業務の分離および規制に関するフランス銀行法第2013-672号(Loi de séparation et de
régulation des activités bancaires)(2014年2月20日付政令(Ordonnance portant diverses
dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière
financière)による改正を含む。)(以下「銀行法」という。)においてBRRDの導入が予定され
た。次に、2015年8月21日付官報により公布された2015年8月20日付政令第2015-1024号
(Ordonnance no 2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation
de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière)(以下「政令」
という。)は、フランスの法律を金融に関する事項に関連する欧州連合の法律に適合させるため
に、銀行法を改正し、補足する様々な条項を導入した。BRRDに含まれている条項の多くは、銀行法
に含まれている条項と既に類似していた。金融機関またはグループの()再建計画、()破綻
処理計画および()破綻処理の実行可能性の評価基準に関する政令の条項を導入する2015年9月
17日付行政命令第2015-1160号および2015年9月11日付の3つの命令(décrets et arrêtés)は、

フランス国内でBRRDの大部分を施行するために2015年9月20日に公表された。これらの行政命令および命令が最終的にもたらしうる変化の詳細については、現段階では不明である。

BRRDおよびBRRDを施行するための規定が発行会社を含む金融機関に与える影響は現時点では不明であるが、これらが施行され、またはその施行に基づいて何らかの措置がとられた場合、本社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRDは、金融の安定性を保護し、銀行のペイルアウトに対する納税者の負担および納税者が被る損失の最小化を図るべく、金融危機に早期に対応するための共通の手段および権限を破綻処理当局に付与することを目的としている。BRRDにおいて当局（フランス国内の場合、単一監督メカニズムにおける所轄の監督機関に応じてフランス健全性監督・破綻処理当局（Autorité de contrôle prudentiel et de résolution）（以下「ACPR」という。）または単一破綻処理理事会）に与えられた権限は、以下の3つに分類される。（ ）潜在的な問題のリスクを最小限にするための準備手続および計画（準備および予防）、（ ）問題の初期段階において、倒産を防ぐために企業の状況の悪化を早い段階で食い止める権限（早期介入）および（ ）企業の倒産が公共の利益に関わる問題となった場合において、企業の重要な機能を残して納税者の被る損失を最大限抑制しながら、滞りなく企業の組織再編を行い、または徐々に規模を縮小させるための明確な手段である。

さらに、金融機関および一定の投資会社の破綻処理について、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において統一的な規定および統一的な手続を設ける欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則(EU)806/2014号により、破綻処理の権限が一元化され、単一破綻処理理事会および各国の破綻処理当局に付与されている。

BRRDには現在、以下の4つの破綻処理に係る機能および権限が規定されている。

事業の売却：破綻処理当局は、株主の同意を得ることなく、かつ本来適用されるべき手続規定を遵守することなく、当該事業体の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件のもとに行うことを指示することができる。

承継機関：破綻処理当局は、当該事業体の事業の全部または一部を「承継銀行」（転売することを視野にかかるとする事業またはかかる事業の一部を有する公的管理下にある機関）に譲渡することができる。

資産分離：破綻処理当局は、減損した資産または問題のある資産を長期間にわたって管理し利用できるようにするために、かかる資産を資産管理ビークルに譲渡することができる。

ペイルイン：破綻処理当局は、破綻した金融機関の無担保債権者の請求権の額を減じ、無担保債権に係る請求権を株式に転換することができる（一般的ペイルイン・ツール）。かかる株式もまた、将来、一般的ペイルイン・ツールの適用により減額される可能性がある。

政令により修正されたフランス通貨金融法典は、一般的ペイルイン・ツールが適用される場面のうち、例外的な状況において、関連する破綻処理当局が、減額または転換に係る権限の適用対象から一定の債務の全部または一部を除外することができる旨を規定している。かかる例外には、（a）合理的な期間内にこれらの債務についてペイルインの処理を行うことができない場合、（b）破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な事業部門を維持するために適用を除外することが必要不可欠であり、かつ適切である場合、（c）悪影響が広範囲に広がり、金融市場インフラを含む金融市場が著しい機能不全に陥り、加盟国または欧州連合の経済に深刻な混乱が生じることを防ぐために適用を除外することが必要不可欠であり、かつ適切である場合、および（d）これらの債務に一般的ペイルイン・ツールを適用することによって、かかる債務の価値が暴落し、他の債権者の負担する損失が当該債務についてペイルインの適用を除外した場合よりも増大する場合などが含まれる。そのため、関連する破綻処理当局が、ある適格債務または一定のクラスの適格債務の全部または一部

についてペイルインの適用を除外することを決定する場合、かかる適用除外を考慮して、ペイルインの適用が除外されない他の適格債務(場合により本社債権者)について減額または転換の割合が増える可能性がある。その後、これらの債務により負担されるはずであった損失が他の債権者に完全に転嫁されない場合、フランスの「破綻処理預金保証基金」(Fonds de garantie des dépôts et de résolution)または加盟国における同種の制度は、()適格債務によって吸収されない損失を補填し、また破綻処理中の金融機関の純資産価格をゼロに戻し、かつ/または()破綻処理中の金融機関の株式その他の持分証券もしくは資本性証券を購入することにより、当該金融機関の資本構成を変更するために、一定の制限の下、破綻処理中の金融機関に対して出資を行うことができる。かかる制限には、かかる出資が当該金融機関の全世界における債務の5%を超えないことが含まれている。損失がなお残っている場合には、最後の手段として、追加的な金融安定化手法を用いた特別な公的財政支援が行われる。かかる特別な財政支援は、EUの国家補助の枠組に従って行わなければならない。免許の継続に係る要件に違反しているか、もしくは近い将来に違反する可能性が高い場合、資産が負債を下回っているか、もしくは近い将来に下回る可能性が高い場合、期日が到来した債務の支払いができないか、もしくは近い将来に支払いができなくなる可能性が高い場合、または特別な公的財政支援を必要としている場合(特定の状況を除く。)に、当該機関が破綻状態に陥っているか、または陥る可能性が高いと判断される。

政令により改正されたフランス通貨金融法典の規定は、現在適用されている。BRRDに規定された権限は、一定の場合に債権者の権利に影響を与えるだけでなく、金融機関および投資会社の経営の方法に影響を与える可能性がある。特に、本社債は、一般的ペイルイン・ツールの適用により、減額されるか、または株式に転換される可能性がある。したがって、BRRDに基づく権限の行使またはかかる権限行使の示唆により、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および/または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

銀行同盟に参加する加盟国において、単一破綻処理メカニズムにより、利用可能な措置の種類が完全に統一されたが、加盟国は、破綻処理の目的およびBRRDに規定された原則に反しない限り、危機に対処するために国レベルで追加的な措置を導入することができる。

2015年1月1日以降、単一破綻処理理事会はACPRと特に破綻処理計画の精密化に関して密接に協力しており、2016年1月1日以降、破綻処理の完全な権限を担っている。BRRDおよびBRRDを施行するフランスの法令が発行会社に与える影響を評価し尽くすことは現段階では不可能であり、その施行またはその中で現在予定されている措置が行われた場合に、それらが本社債権者の権利、かかる本社債権者の本社債への投資の価格もしくは価値および/または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に悪影響を及ぼさないという保証はない。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面には、以下の文言が記載される。

「本社債の償還額および償還時期ならびに利息額は、対象指数の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。本社債への投資は、日本国および米国の株式市場の動向により直接的に影響を受けます。株式投資に係るリスクに耐えうる投資家のみが本社債への投資を行ってください。

この冊子に綴じ込まれている契約締結前交付書面、想定損失額のシミュレーション、「本社債の利率決定方法についてのご説明」と題する書面および無登録格付の説明書は、売出人であるあおぞら証券株式会社が作成したものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社であるソシエテ ジェネラルは、これらの書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。」

目論見書の表紙の裏面の直後に契約締結前交付書面、想定損失額のシミュレーション、「本社債の利率決定方法についてのご説明」と題する書面および無登録格付の説明書が挿入される。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 平成26年1月1日) 平成27年5月25日
((2014年度) 至 平成26年12月31日) 関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(事業年度 自 平成27年1月1日) 平成27年9月30日
((2015年度中) 至 平成27年6月30日) 関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記2の半期報告書の訂正報告書)を平成27年12月24日に、関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(訂正を含む。)(以下「有価証券報告書等」と総称する。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債に係る満期償還額、早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象指数の水準により決定されるため、対象指数についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	
	最低	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月	2015年 8月	2015年 9月	2015年 10月	2015年 11月	2015年 12月	2016年 1月
	最高	20,808.69	18,770.51	19,083.10	19,944.41	20,012.40	18,450.98
	最低	17,806.70	16,930.84	17,722.42	18,683.24	18,565.90	16,017.26

出典:ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

S&P500の過去の推移(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	1,363.61	1,465.77	1,848.36	2,090.57	2,130.82	
	最低	1,099.23	1,277.06	1,457.15	1,741.89	1,867.61	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月	2015年 8月	2015年 9月	2015年 10月	2015年 11月	2015年 12月	2016年 1月
	最高	2,104.18	1,995.31	2,090.35	2,109.79	2,102.63	2,016.71
	最低	1,867.61	1,881.77	1,923.82	2,023.04	2,005.55	1,859.33

出典:ブルームバーグ・エルピー

S&P500の終値の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間においてS&P500が上記のように変動したことによって、S&P500および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

第五部 【特別情報】

該当事項なし。